

審査基準

平成 1 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の13第1項第1号ロ
処 分 概 要：講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項から第3項まで（認定の基準及び手続）
審 査 基 準： 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：警察本部交通部交通指導課駐車対策係
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部交通指導課駐車対策係 （電話0952-24-1111 内線5155）
備 考：令和元年12月3日改訂